

平成29年度第1回化学物質審議会  
産業構造審議会製造産業分科会第5回化学物質政策小委員会  
議事録

1. 日時

平成29年1月11日（木曜日） 15時30分～17時30分

2. 場所

経済産業省本館17階第1～3共用会議室

3. 出席委員

化学物質審議会

林会長、浅野委員、有田委員、石井委員、緒方委員、織委員、崎田委員、辰巳委員、  
東嶋委員、東海委員

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会

東海委員長、有田委員、緒方委員、崎田委員、淡輪委員、東嶋委員、高橋委員（中村  
氏代理出席）、飛原委員

4. 議題

- (1) 化学物質管理政策の最近の動向と今後の方向性について（総論）
- (2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の最近の動向と今後の方向性について
- (3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の最近の動向と今後の方向性について
- (4) フロン対策の最近の動向と今後の方向性について

5. 議事内容

○町井化学物質管理課長補佐　ただいまから平成29年度第1回化学物質審議会及び産業構造審議会製造産業分科会第5回化学物質政策小委員会の合同会合を開催いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、経済産

業省化学物質管理課の町井と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、化学物質審議会化学物質政策小委員会ともに委員の過半数の出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。

まず、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には、お手元のタブレットPCに資料を格納しております。使い方がわからない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申しつけください。

資料のタイトルを読み上げますと、資料1が座席表、資料2が議事次第、この資料です。それから資料3が委員名簿、資料4が「化学物質管理政策の最近の動向と今後の方向性について（総論）」、資料5が「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の最近の動向と今後の方向性について」、資料6が「化学物質排出把握管理促進法の施行状況と最近の動向について」、資料7が「モンリオール議定書キガリ改正への対応と最近の動向について」、参考として、化学物質審議会・政策小委員会の概要が格納されております。不足がございましたらお申しつけください。——よろしゅうございますか。

それでは、開催に先立ちまして、事務局を代表して経済産業省製造産業局審議官の及川よりご挨拶申し上げます。

○及川製造産業局審議官 及川でございます。

林会長、東海委員長初め、委員の皆様におかれましては、新年明けましておめでとうございます。新年早々の本当にお忙しい時期にお集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

ご案内のとおり本日の合同審議会は化学物質審議会の一番上の親委員会であり、また、産業構造審議会製造産業分科会のもとで化学物質を扱う化学物質政策小委員会、一番上の委員会の合同開催でございます。それぞれ化学物質審議会の下には審査部会、安全対策部会というのがございまして、また、産構審のほうではフロン対策ワーキンググループ、それから制度構築ワーキンググループというのを置いて活発な審議をいただいているところでございます。

この1年間、その両審議会の下各部会、各ワーキンググループでは、委員の皆様からの多岐にわたるご指導をいただきまして、新しい制度の構築や制度執行のルールを決定を進めることをやってございまして、皆様のご尽力、ご協力に感謝申し上げる次第でございます。

具体的には、この1年間の取り組みといたしまして、審査部会、安全対策部会では改正

化審法の執行ルールの決定、それから物質の有害性判定を行っていただきました。

また、フロン対策ワーキンググループでは、オゾン法改正及びその具体的な運用についてご議論いただき、また、制度構築ワーキンググループでは、化審法改正でありますとか、水銀法の具体的な運用をご議論いただいていたところでございます。

本日のこの会合におきましては、こうしたこれまでのワーキンググループ、部会での動きや、それを踏まえての今後の私どもが考えております施策の方向性などについて、まずご説明をさせていただきたいと思っております。

その上で、委員の皆様方におかれましては、活発なご意見、あるいはご示唆をいただければと思っております。本日は、何とぞ長い時間でありませけれども、よろしく願いいたします。

○町井化学物質管理課長補佐 次に、委員のご紹介をさせていただきます。資料3の委員名簿をご参照ください。

林化学物質審議会会長です。東海化学物質政策小委員会委員長です。12月18日付で互選により委員長に就任いただいております。五十音順で以下ご紹介させていただきます。浅野審議会委員です。有田小委員会・審議会委員です。石井審議会委員です。緒方小委員会・審議会委員です。織審議会委員ですが、おくれてご到着されると伺っております。崎田小委員会・審議会委員です。辰巳審議会委員です。淡輪小委員会委員です。東嶋審議会・小委員会委員です。高橋小委員会委員代理の中村様です。中村小委員会委員です。飛原小委員会委員です。

ありがとうございました。当合同会合では、簡単な議事概要及び詳細なご発言を記載した議事録を作成し、後日公表する予定にしております。議事録案は、後日、事務局から委員の皆様にご確認をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、林会長に一言ご挨拶をいただいた上で、議事進行をお願いしたいと思います。林会長、お願いします。

○林会長 皆さん、こんにちは。きょうの全体の進行を仰せつかりました林でございます。これから2時間ほどですけれども、皆さんの大所高所からのご意見を賜ればと思っております。

きょうの会合は大きく考えますと2部構成で、前半と後半に分けて行いたいと考えております。前半は、事務局からご説明をまとめていただいて、その後、皆様のご質問、ご意見をお受けしたいと考えております。

余り時間もないことですので、早速審議に入りたいのですけれども、説明の中でどうしてもわからないようなことがありましたら、その場でも質問していただいてもいいかと思えます。

それでは、きょうの議題に移らせていただきます。議題は4つあります。4つで、それに関する資料は資料4から7までです。その4から7までの資料を先ほど申し上げましたように事務局から一挙に説明をしていただきたいと思います。

まず最初に、議題(1)にかかわります資料4に関して、事務局からご説明をお願いいたします。

○宮本化学物質管理課長　それでは、タブレットの資料4をみていただければと思います。私、宮本から資料4の説明をさせていただきます。「化学物質管理政策の最近の動向と今後の方向性について（総論）」という資料であります。

1ページ目、めくっていただきますと、まず最初に、化学物質の政策全体、オーバービューをさせていただきますと、まず世界的には2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議、英語ではWorld Summit on Sustainable Developmentという会議で一番上の丸のところに書いてございますけれども、化学物質の管理に当たって、科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年までに達成することを目指すということが合意されておまして、それを各国が努力するというようになっております。

この各国それぞれに課されているこういう目標でございますけれども、その目標の達成状況はどうなっているかということをおよそ整理させていただきました。

もともと化学物質の管理、全体そもそもの程度の化学物質について検討しなければいけないかというところから始めさせていただきますと、現在、我が国では約2万8,000の既存化学物質があるという理解でございます、それらについてのリスクを評価し、リスクを最小化することが必要になるわけでございます。

その次のページをみていただきますと、現状、平成29年、昨年3月時点でどの程度まで来ているかということをおよそ申し上げますと、まだリスク評価等が終わっていないものが大体2万8,000のうち、下のグラフにあります、890程度ということで、2万7,000以上のものについては、リスク評価が終了してきているというような状況だどご理解いただければと思います。

この890というのがどういうステージでとまっているかというのは、例えばAとかBとかCというようなステージのところで今リスク評価中の過程にあるものと考えられているわけございまして、それぞれのステージごとにスタックしている要因というものを明らかにしつつ、できるだけ早急にこれらの評価が進んでいくように、評価の加速化を進めたいと思っています。詳細は後ほど別のプレゼンテーションの中で紹介させていただきたいと思っています。

それから、少しテーマを変えますが、その次のページをみていただきますと、最近、この1年の大きな動きの1つとして、化審法の法改正というものを昨年の通常国会の中でさせていただいております。化審法の制度自体は3ページのところにあるのですが、4ページのところをみていただきますと、具体的に大きく2つの点の法改正をさせていただいております。

1点目は、少量新規制度、あるいは低生産量新規制度に関して、これまで全国総量上限として製造・輸入数量1トン、もしくは10トンというものを上限として運用しておりましたけれども、これについては、環境排出量換算を行った上での1トン、10トンというように変更するという法改正をさせていただいております。

もう一点は、新規化学物質の審査の中で、特に毒性が強いものが明らかになった場合には、当該物質の取り扱い事業者に対して、売却、譲渡等をする場合には、譲渡先に対して情報提供に努めることを義務づけるということをごささせていただきます。これは法改正の中で改正事項として決まったわけでございますけれども、それぞれその後、いつから施行するのかということにつきまして、環境排出量換算をするという部分につきましては、平成31年1月、来年の1月1日に施行ということに政令で決まりましたし、それから、2.のほうにつきましては、ことしの4月から施行ということが新たに決まっております。

それから、後ほどまた少し詳しく紹介があるかもしれませんが、それにあわせて、これらの制度の運用の際に、我々の行政事務の簡素化、あるいは行政手続の効率化といったことを行うためのビジネス・プロセス・リエンジニアリングも現在並行して進めているという状況でございます。

その次の5ページをめくっていただきますと、また次のテーマでございますけれども、オゾン層の保護に関する関連のお話でございます。オゾン層保護に当たっては、国際的な条約、つまりモントリオール議定書のもとで、各国がオゾン層破壊効果のある特定フロンからオゾン層破壊効果がない代替フロンに切りかえるという取り組みをずっとこれまで国

際的に行ってきたわけでございまして、我が国においては、オゾン法で国内担保しているわけでございますけれども、一昨年の10月にこのモントリオール議定書が改定されています。その結果、何が変わったかといいますと、5ページ目の左下のところにございますけれども、オゾン層破壊効果がない代替フロンに切りかえるということが行われてきたわけですが、それをさらにオゾン効果がないながらも、その中でも温暖化効果のより少ない物質にさらに切りかえていくことが必要だということでもあります。

それに当たって、先進国、途上国と削減スケジュールが異なっているのですけれども、例えば我が国は先進国ということで、我が国に課された義務でいいますと、右下のグラフにありますように、2011年から2013年の国内での代替フロンの消費量を100としたとするならば、2019年から2024年の間はそれを10%カット、2024年から2029年の間は40%カット、その後、70%、80%、85%カットを達成していくということが条約上の義務として決まったわけでございまして、ここの部分の代替フロンから低温室効果のガスに転換していくということを国内担保するためのオゾン法の改正が必要になるということでございまして、その作業を今進めているところでございます。

具体的には、6ページ目をちょっとみていただきますと、昨年9月に産構審、中環審の合同審議会におきまして、このオゾン層保護法の改正の方向性についての議論をいただき、昨年10月31日にはその報告書を取りまとめております。現在、その報告書のラインに沿って、オゾン法の改正の案を策定中のございまして、具体的には追加措置の概要というところに書いてありますが、まずは経産大臣が我が国が遵守すべき代替フロンの生産・消費量の限度を定めて公表するということ。

それから、国内の製造事業者、輸入事業者の製造・輸入量が限度内におさまるように、代替フロンを製造しようとする者は、経産大臣の許可を受けなければならないこととする。あるいは代替フロンを輸入しようとする者は、外為法の規定に基づく経産大臣の承認を受けなければならないこととする。こういった法改正の内容を今想定しているというところでございます。

それにあわせて、条約上の直接的な義務ではないのですけれども、別途、我が国においては、フロン排出抑制法において、中下流の対策も行っております。それにつきましては、また同じ、同日に開催されました産構審、中環審の合同会議において、今後、冷媒の回収率向上策をどのように進めていけばいいかということをございまして、さらに検討を進めるべきだということ、現在、環境省とともに要因分析を進めているという状況でございます。

またちょっとテーマは変わりました、次のページをみていただきますと、7ページ目、今度は化管法の進捗状況についてご説明させていただきたいと思います。

7ページ目、これは化管法の制度概要を説明したものでございますけれども、この化管法につきましては、平成12年に法律が制定された後、これは次の8ページをみていただければと思いますが、平成20年度に一度制度の見直しを行っておりまして、そのときに対象物質の見直し、対象業種の追加というものをしております。

その後、大体規制法というのは5年に一度は見直す必要があるのかなのか検討するという一般ルールがございまして、それに基づいて平成25年に一度見直しを行っております。この25年の見直しのときには一応、見直しは行ったのですが、実際に改定する必要のある事項は特になくということで、特に改定はされていないのですが、見直しが行われております。

現時点はというと、次の5年後というのは、ちょうど平成30年に当たっているわけでございます、平成30年のその次の見直しの作業に今入っておりまして、今回の見直しの中で、さらにどういった見直しが必要かどうかということは今環境省とともに議論し始めているところでございまして、この議論が進んでまいりますと、ことしの春以降、審議会でいいますと、秋以降ぐらいに産構審もしくは化学物質審議会、こういったところでもご議論いただけるような準備が整ってくるのではないかと考えているところでございます。詳しくは後ほどのプレゼンテーションの中でも紹介させていただきたいと思います。

その次の9ページ目のところをみていただければと思いますが、水銀汚染防止法のご説明を用意させていただきました。水銀汚染防止法につきましては、これも条約の担保ということで実施させていただいておりますが、水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するというところで、水銀汚染防止法自体は2015年6月に制定されております。

これにつきましては、多くの事項は条約が発効する日とともにこの法律自体が効力をもつということになっておりまして、条約がいつ発効するような状態になったのかということについての動きが昨年ございましたので、少し紹介させていただきます。

参考までに、10ページは水俣条約の国内担保に当たっては、もちろん水銀汚染防止法がメインの役割を果たすのですが、大気汚染防止法とか水質汚濁防止法、廃掃法、外為法、いろいろな法律で担保しております、その関係を少し紹介させていただいております。

11ページ目をみていただきますと、水俣条約の発効自体は、50番目の国が締結した90日

後に発効するというルールになっておりまして、この50番目の国が締結したのが昨年5月18日でございます。したがって、その90日後というのが昨年8月16日でございます、このときに条約が発効いたしました。

それに伴って、同日付で国内担保法たる水銀汚染防止法も効力を有するようになったということでありまして、それに伴って、例えば9ページをみていただきますと、右の法律の概要の一番上の(1)ということで、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する。これは国の計画を策定するということなのですけれども、こういったことも順次進めていくということになったわけでありまして、具体的には、もう一度11ページに戻っていただきますと、これは12府省の行動計画ということですが、10月16日付でその計画を策定、公表させていただいている。具体的には、この化学物質小委員会の1つ上の分科会に当たる製造産業分科会のほうで審議をいただきましたけれども、それを制定させていただいた動きがあったということのご紹介です。

もう1つは、ことしの数日前に当たる1月1日に特定水銀使用製品の規制を開始ということで、下の紫色のところには第1陣と第2陣と2つ書いてございますけれども、特に第1陣の2行に属するものについては、ことしの1月1日をもって、製造、組み込み、輸出入の禁止が施行されたということでございます。第2陣のものにつきましては、2020年12月31日に規制開始予定でございます、今後、そういうスケジュールが予定されているということでございます。

その次のページをちょっとみていただきますと、化学兵器禁止法の関係の話を少しさせていただきます。

こちらのほうにつきましては、これも条約に基づいて化学兵器を減らしていく、不拡散するというのをやっているわけでございますけれども、これにつきまして、特定の化学物質を製造する事業所の情報を国際機関であるOPCWというところに申告しておりまして、このOPCWに基づく国際検査、日本国における事業所の立入検査というものが行われております。昨年でも二十数回行われておりまして、それにつきましては、NITEさんの検査立ち会いのご協力もいただきながら、特に問題があるような事態は1件も起こっておりませんが、着実に対応させていただいている状況であるということをご報告させていただきます。

その次の13ページ目以降は、これは少し国際的な動きについての紹介をさせていただきたいと思っております。今までどちらかというと、国内の法律の執行状況等の最近の動きをご紹

介させていただきましたが、この13ページにおいては、他国でどうなのかということでございます。それにつきましては、特に米国ではTSCAという法律がございますし、それから欧州では、REACHとかRoHSという規制がございますけれども、REACH自体は2004年ぐらいに制定されておりました、それ以降、特にアジアの国々においては、それ以降ぐらいから、特に慢性毒性を対象とした化学物質管理規制というものが続々といういろいろな国で導入され始めているという状況でございます。

これらの国々も化学物質の管理の仕方云々に関して余り知見がないということもあり、手探りの状態で国内法規制のあり方をどう定めればいいのかというのを勉強しつつやっているという状況であるということでもございましたので、そうであれば、我々1973年に化審法制定以降、先進国の中でも最初の段階からこういう慢性毒性を対象とした規制を実施、運用してきた経験、それからノウハウを相当蓄積してきている国でございますので、そういったところの知見も共有させていただくことで、可能であれば、各国の制度の中身についても、我が国の化学物質管理の規制とハーモナイズできるような、似たような考え方に基づく規制をとっていただくようなことはできないかということで、規制のハーモナイゼーションを目指したようなことで、いろいろな意見交換、あるいはキャパシティビルディングのような活動をやり始めております。

最近、特に幾つか進展のあったものを紹介させていただきますと、13ページ、ベトナムでは、もう2、3年かけてJICAの支援事業等も使ってやっているのですけれども、政策対話を行うだけではなくて、実際にベトナムにおける化学物質データベースを整備するという点に関して、我々の化審法のノウハウ、これはNITEさんのご協力もいただきながら着実に進んできたというところがございます。

それから、同じような形で我々のノウハウなりの貢献ができるようにということで、ほかの国、タイとか韓国とか、こういったところも年に1回、あるいは2回、さらにはベトナムのような具体的な事業につながるようなことにならないかということを目指して、着実に意見交換が進んでいるというところがございます。我々としては、さらにこれらの国以外の国も含めて、こういう活動を広めていくことができると考えているところです。

その次のページの15ページ目をちょっとみていただきますと、製品含有化学物質管理の国際動向というタイトルでございます。これにつきましては、我が国においては製品含有化学物質規制というのは設けていないのですけれども、国によっては、製品の形で化学物質が国にいっぱい入ってくる国もあるわけございまして、そういう国においては、輸入

して自分の国に入ってくる製品の中にどの程度のこういった化学物質が含まれているのかということをチェックし、それを規制するというような動きが広がってきております。

特に日本の化学産業、エレクトロニクス産業、いろいろな企業で、日本の製品を海外のマーケットに売っていくということを考えている場合には、彼らの国々で設けている製品含有化学物質規制にしっかり対応していくということが必要になるわけでありまして、そのときにサプライチェーンが川上から川下まで長くて複数の企業が部品なりいろいろなものを提供し合って最終製品をつくり上げている場合には、共通のフォーマットのもとで、こういう化学物質がどの程度含有されているかという情報を収集するということが必要になってくるし、それは非常に効率的な方法になるわけでございますので、そういう共通フォーマットを我が国全体として統一できないかということもやってきております。

それがその次の16ページ目をみていただきますと、特にこういった動きに敏感に反応して、そういう取り組みをやってきたエレクトロニクス産業の業界においては、実は2種類ぐらいのツールが同時に、違う、2種類ぐらいの企業群に分かれてJGPSIツールとJAMPツールと書いておりますが、でき上がってやっていたのですけれども、このフォーマット自体はわざわざ2つ設けて2つ運用する意味も余りないものですから、2013年ごろからこれは日本で2つも存在する必要もないので、効率的なことを考えれば1個に統合できないかということで、chemSHERPAというものに統合する作業をやってきました。

この作業につきましても、2015年以降、chemSHERPAに統合するための試験運用が始まっておりまして、今2018年から本格運用ということで、実際に使っておられる企業もchemSHERPAに統合される動きがますます加速してきているという状況になってきております。

また、この動き、このフォーマットにつきましても、我が国のフォーマットとしてつくってきたものでありますけれども、国際標準に載せることはできないかということで、IECの62474にも整合させるという活動もいろいろやらせていただいております。その結果として、このIEC62474の2019年の改訂、今後出てくる改訂の作業がされているわけですが、その中には、このchemSHERPAのフォーマットがほぼそこに載っかるような形に入るような方向に今なっております。したがって、そのような動きも使いながら、日本企業のグローバル展開をさらにサポートできるように取り組みを進めていきたい。そのためにも、さらにchemSHERPAの普及のための中期戦略をつくる

ための検討会を我々の委託事業としてもやっておりますけれども、今年度末にも報告書を出して、さらにその方向にも沿ったような形で、こういう動きを加速していきたい。このようなことを現在進めているところでございまして、このあたりを私から簡単にご紹介させていただきます。

私からは以上です。

○林会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、議題(2)で化審法絡みのご説明をお願いいたします。資料5に基づいてお願いいたします。

○飛騨化学物質安全室長 化審法の最近の動向と今後の方向性についてという資料を用いて説明させていただきます。

ここにお集まりの委員の皆様には、日ごろから化審法の施行に関してご理解とご協力を賜りまして、ありがとうございます。

本日は、ちょっと時間の制約もございまして、基本的な部分については簡単に説明して、新しい部分について、少し詳しく説明させていただきたいと思っております。

ページをめくっていただきまして、本日の内容ですけれども、最初に化審法の概要、2番目に施行状況、3番目に改正化審法についてということで説明させていただきます。

それでは、3ページをごらんください。化審法とはということですが、これはかなり基本的なところで、皆さんもう既によくご存じだとは思いますが、化審法といいますのは、有害な化学物質による環境の汚染を防止するという法律でございまして、もともとは昭和40年代のPCBによる環境汚染を契機として、PCBと類似の物質、これは難分解で高蓄積性がある、毒性が高い物質という条件を整えた物質なわけですが、そういった物質の製造・輸入を禁止するということから始まった法律でございまして、その後、たび重なる改正を経まして、規制対象とする有害性ですとか管理の方法についていろいろと広がってきたわけですが、一貫して行われてきたのは、新規化学物質の事前審査という制度でございまして、事業者の方が新しい化学物質を製造・輸入する場合には、事前にその国の審査を受けるという制度で、これがずっと化審法の柱として存在しています。

ページをめくっていただきまして、化審法の体系ですけれども、化審法は先ほどもお話ししたとおり、上市前の事前審査というものがございまして、この絵でいうと、青く真ん中に上市と書いてありますけれども、その左側が上市前ですが、事前審査をして、国が安全性をチェックするという仕組みと、その下のところに審査の特例制度というものがござい

まして、リスクが非常に低そうなものについては、審査をしなくても上市できるという特例制度がございます。

この上市から右側に行っていただくと、管理体制の絵になるわけですが、化学物質が幾つかのカテゴリーに分かれております。イメージとしては、下から順に上に上がるにつれて厳しい規制になるというものでして、一番上が第一種特定化学物質といわれているもので、PCBと類似の物質で原則製造・輸入ができないという物質になっておりまして、一番下が一般化学物質といわれている、基本的には規制のない物質というようになっております。化審法では、一般化学物質について毎年スクリーニング評価を行って、必要に応じて上のカテゴリーに移っていくという仕組みをとっております。

この表の中で、一番下の一般化学物質のところのちょっと上に特定一般化学物質という色の濃いところができましたけれども、これが今回法律を改正して新しくできたカテゴリーでして、それにつきましては、後ほどまた説明させていただきたいと思っております。

それでは、次に進ませていただきます。化審法の施行状況ですが、7ページをごらんください。ここでは上市前の審査、確認制度について簡単に説明しております。これもいつも説明している資料ですので、詳細については省かせていただきますけれども、基本的には表の一番上にある通常新規といわれるものがあって、分解性、蓄積性、有害性に関する毒性データを出してもらって、それを国が審査するという仕組みになっておりますが、そこから下が全てある種の特例制度でして、このデータがフルセットそろってなくても上市できるという仕組みになっております。

通常の下に低生産・少量新規というのがありますけれども、ここの数量上限というところが右側にございまして、全国10トン以下まで、あるいは1トン以下までであれば製造・輸入できるという仕組みなのですが、ここの部分についても、今回法律改正で少し中身が変わっておりますので、後ほどまた詳しく説明させていただきたいと思っております。

次の8ページをごらんください。ここから先、しばらく実績が続きますけれども、最初はいわゆる通常新規と呼ばれているものの届け出件数の推移です。通常新規では、年間600件ぐらいの申請があるという形で推移しております。そのうち200件ぐらいが低生産という有害性情報がなくても上市できるというカテゴリーのものになっております。用途としては、一番目が電気・電子材料ですが、以下、右下のほうの図にあるとおりの順番に用途が続いております。

めくっていただいて、低生産量新規です。これは全国10トンまでであれば上市できると

いうものですが、低生産の場合は、分解性と蓄積性について判定を受けた後も毎年何トンまで製造・輸入していいかという確認の手続きをとっていただきます。したがって、この表は毎年毎年新しい物質が増えて累計になっていると思ってください。今現在1,700件ぐらいの確認申請が来ているという形になっております。用途は先ほどと同じように電気・電子材料がトップとなっております、以下、図のとおりとなっております。

めくっていただきまして、少量新規です。これは全国1トンまでというものですが、これも毎年何キログラムまで製造・輸入できるかという確認をしていただきますので、基本的には累計となっております。毎年毎年ふえる傾向がありますけれども、近年、3万6,000件程度で推移しているという状況となっております。この用途も電気・電子がトップでありまして、以下、この図のとおりとなっております。

駆け足で申しわけありません。まためくっていただいて、低懸念高分子の確認件数です。これは21年に制度ができてから、平均すると年50件程度の届け出があるという状況となっております。

めくっていただいて、12ページですが、中間物等となっております。「等」といいますのは、中間物と閉鎖系の用途と輸出専用品という3つの柱になっておりまして、その3つを合計して、確認件数としては年間300件程度。その8割ぐらいが中間物となっております、残りのほとんどが輸出専用品となっております。

平成26年度から簡易な申請でつくれるという少量中間物制度というのができておりまして、最近では、そちらの比率がかなり高くなっているという状況でございます。

おめくりいただいて、13ページ、これが若干新しい話になるのですが、新規審査、これは通常の新規審査ですが、その際の審査の合理化をすることを考えております。

ここに幾つかの項目が出ております。一つ一つはちょっと細かいので説明をしませんけれども、基本的には試験にかかる手間を省く、項目を減らすとかコストの削減につなげていく、あるいは海外でとられたデータの相互受け入れが可能になるようにする。そういったことを考えております。大体通常の申請をすると、最低でも1物質3,000万ぐらいかかるといわれていますけれども、そういったもののコストですとか、試験にかかる時間の削減につなげていきたいと考えております。

これらの合理化策については、4月1日からの実施を目指しておりますけれども、さらに引き続き、例えばQSARの導入などについても今後検討を続けていきたいと考えております。

次に、15ページをごらんください。W S S D 2020年目標です。これは先ほど課長からの説明に出ていたスライドと同じですけれども、W S S D 2020年目標として、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することが世界的に決まっているということでございます。

我が国では、化審法において、例えば優先評価物質を特定するためのリスク評価を行って、リスクがあると判明したものについては、二特に指定することによって、この目標を達成していきたいと考えてございます。

次のページをごらんください。リスク評価を進めるためには優先評価物質を決めて、それについて詳細なリスク評価を行うというプロセスになるわけですけれども、そのためのスクリーニング評価の状況について簡単に説明した紙となっております。

今現在、一般化学物質のスクリーニングを行って、201物質が優先評価物質に特定されております。下に仕組みの流れの図が描いてありますけれども、一般化学物質について、それぞれ1トン以上製造・輸入している事業者の方から製造・輸入量を届けていただいて、国がそれをスクリーニング評価して、リスクの懸念がある場合には優先評価化学物質に指定して、それについて詳細なリスクを評価し、必要に応じて二特に指定するという流れとなっております。

括弧のところに数字が書いてあるのですが、例えば年間1トン以上の製造・輸入があるものとして、1万2,000物質ぐらいという数字が書いてありますが、実はこれはC A S ベースと申しますか、細かいベースで数えた数字になっておりまして、化審法はM I T I 番号というまた別の数え方があるので、そちらの数とは正確には合っておりません。これはC A S ベースでいくと1万2,000物質ぐらいですけれども、M I T I 番号ベースでいうと、6,700物質ぐらいになっておりまして、後ろのほうの図で6,700物質という数が出てきて、一見合わないように見えるのですが、それは数え方が違うということで、齟齬がないということをご理解いただきたいと思います。

次のページに行ってください。それでは、今、達成状況はどうなっているかということなのですが、先ほどの説明とも若干かぶりますが、化学物質の96%ぐらいについては有害性が十分に小さいと書いてありますが、正確にはリスクが非常に小さいということが大体わかっていて、今緊急に何かをしなければいけないということではないと理解しております。

一方で、スクリーニング評価、あるいはリスク評価が済んでいないという物質が合計

890ございまして、その内訳が下のほうに書いてあります。例えばAとして、スクリーニング評価に入ることができないものがございまして、これはどういうことかといいますと、例えば洗剤や潤滑油のように混合物の状態では化学物質として認知されていて、それぞれの成分がきちんと特定できていない、そういったものが中心となっております。

2番目のスクリーニング評価中のものといいますのは、評価する単位は特定できたのだけれども、有害性情報がきちんと集まってなくて、なかなか先へ進めないというのが中心となっております。

3番目のCというのは優先評価物質に指定されていて、今粛々とリスク評価を進めているという物質になってございます。

これらを順次加速化していこうと考えているわけですので、次のページをごらんください。この作業を加速して、目標を早く達成していくための具体的なイメージと方策です。左側のほうに具体的なイメージというのがありますけれども、例えば化審法の中での目標としては、2020年までに科学的な信頼性のある有害性データが得られている物質については、スクリーニング評価を一通り終えましょう。その中で、リスクが懸念されたものについては、二特に指定していきましょうということ。あるいは評価を行うためのデータが得られていなかった物質については、評価が行えるめどが立つようにしましょうということを具体的な目標に挙げています。

右側にそのための方策というのが書いてありますけれども、次のスライドにさらに詳しい書き込みがありますので、19ページをごらんください。

今のことを達成するために、こういうことをやりましょうという項目が幾つか並んでいます。これについては法律を共管する環境省、厚労省とも具体的にこの中身で合意して、3省で協力してやっていきましょうということが決まっております。中身については細かく説明しませんけれども、基本的には有害性情報をいかに効率的に収集するかということが書いてあります。

あと1つ、この欄の下から2番目ですけれども、これは有害性情報ではなくて、先ほどのAの部分にありましたスクリーニング評価になかなか入れない物質、混合物のような状態で成分がよくわからないような物質、そういったものについて、実際に製造・輸入されている化学物質の中身がよくわかるような情報を収集するために一般化学物質の届け出の書式を変え、必要に応じて詳細な情報を得るための政省令の改正もしております。

めくっていただいて、20ページにどうやって進めていくかというロードマップが描いて

あります。これも細かい説明は省略させていただきますが、要は2020年までにリスク評価を全て終えるというのは、余り現実的な目標ではありませんので、これから先、リスク評価をどんどん進めていきますけれども、2020年の時点で全てが終わるというわけではなくて、どちらかといいますと、2020年までに全てのリスク評価を進められるような体制をきちんと整えて、2020年以降もリスク評価を継続していくという絵になっております。

それでは、22ページをごらんください。化学物質の管理の状況に移らせていただきます。

初めに、一般化学物質の製造・輸入の実績の届け出になります。これは先ほどもちょっとお話ししましたけれども、化学物質を年間1トン以上製造・輸入している事業者の方はその製造・輸入量を届け出いただくということになっておりまして、最近では1,300社余りから約6,700物質の届け出があるということになります。先ほどの19ページで1万2,000物質と書いてありますけれども、数え方が違うということで、これはM I T I 番号ベースで約6,700物質の届け出があります。

次のページをごらんください。次は第一種特定化学物質の管理状況ですけれども、第一種特定化学物質というのは、P C B 類似の物質でして、原則製造・輸入ができないという物質ですが、現時点で31物質群が政令で指定されているという状況でございます。

管理については適正に行われていて、今のところこういう物質によるリスクは発生していないというように理解しております。

次のページですけれども、第二種特定化学物質です。第二種特定化学物質は、この物質によってリスクが懸念される場合には、製造・輸入量に国がキャップをかけることができるというような物質です。現在、23物質が政令で指定されております。その多くはもう既に今つくられていない状況でして、今現時点で製造・輸入がある3物質の出荷の状況について下に表がついております。

これはいわゆる開放系用途への出荷量を書いておりまして、何かの原料になるようなものは除かれております。これをみていただくとおわかりいただけるとおり、どんどん減ってきておりまして、これらの物質を第二種特定化学物質に指定した時点と比べればはるかに出荷量が小さくなっていて、現時点で第二種特定化学物質によるリスクは懸念がないと理解しているというところでございます。

次のページをごらんください。P O P s 条約との関連です。P O P s 条約といいますのは、残留性有機汚染物質の廃絶などを目指す国際的な条約でございます。我が国では、化審法の第一種特定化学物質に指定することにより対応しているというものでございます。

最近の動きとしては、2. のところにあります、デカブロモジフェニルエーテル、あるいは短鎖塩素化パラフィンという物質が新たに廃絶の対象となるということが決定されておりまして、化審法では、ことしの4月1日から第一種特定物質として物質指定をし、10月1日から輸入を禁止する製品を指定していくことを予定しております。

これ以外にも、次の丸のところですが、例えばジコホルですとかPFOAについて、POPs条約の中で議論され、さらなる対象物質として追加されていくということが予定されているということで、我々としては、それらの物質の廃絶等によって、産業界に今後どういう影響が出るのかというのを調査していきたいと考えております。

次のページは先ほどの説明とほとんど同じでして、今後の物質指定、製品指定のスケジュール、予定について書いてございます。

次に、改正化審法についてですが、28ページをごらんください。改正化審法について、簡単に説明させていただきます。

これは先ほどの課長の説明にももう既にありましたので、簡単な補足をさせていただきたいと思います。基本的には2. のところをみていただくと、1つは、低生産・少量新規といった新規化学物質の審査特例制度における全国上限というものを、製造・輸入量から用途分類別の排出係数を導入した環境排出量とするというものです。この1社当たりの上限値というのは、少量新規で1トン、低生産で10トンなのですが、製造・輸入量ベース、ここは変わらないのですが、全国の上限については、環境への排出量として1トン、10トンにするというものです。これはどういうことかといいますと、もともと例えば少量新規1トン、低生産10トンまでいいというルールになっていたのは、例えば少量新規ですと、有害性に関する情報が一切ない中で、製造・輸入ができてしまいますので、もしかしたらその中に第一種特定化学物質相当の物質が入っているかもしれない。ただ、仮にそういった物質があったとしても、全国で1トンまでであれば環境中に排出しても問題は起きないということで、1トンというのが決まっております。

同様に低生産の場合は、第二種特定化学物質が仮に紛れていたとしても、10トンまでであれば環境中に出ても問題がないということで、1トン、10トンというのが決まっていたのですが、3. のところに書いていますが、例えば芳香剤のようなものであれば、1トンつくれば環境中に1トン全部出てしまうのに対して、例えば液晶パネルのようなものであれば、1トンつくっても、実際にはそのうち0.1%ぐらいしか環境中に出ない。極論すれば、1,000トンつくっても環境中に出るのが1トンである。そのように用途に応じ

て環境中に出る量というのはかなり違いますので、それを全部一緒にまとめて扱っていいのかということがございまして、環境中に余り出ないような使い方をしているものについては、環境への排出量というのをちゃんと考えて、それらが合計で1トンになるまで、あるいは10トンになるまで製造・輸入できるようにする制度になっております。

もう1つの毒性が非常に強い化学物質について新たな措置を設けるというものです。これは最近、新規化学物質の機能がどんどん向上している中で、機能と毒性というのは、場合によって裏表の関係があつて、機能を上げれば上げるほど反射的な効果として毒性も強いというものも結構出てきているために、特に強い毒性をもつものに対して新たに措置をとろうというものです。

何をするかというのは、右下の（B）のところに書いてありますけれども、新規審査を行っている場で毒性が非常に強いというものについては、まず国がその事業者に対して、これは非常に毒性が強い物質ですよということを通知する。また、その物質を取り扱っている事業者に対して、その物質を川下に譲渡するときには、そういった物質が入っているということを情報提供していただく。あるいは取り扱っている事業者に対して、主務大臣が指導、助言できるようにする。そういう仕組みを導入したというものでございます。

次のページをごらんください。ここはそれぞれの改正の中身を少し詳しく書いているものです。例えば上のほうは、少量新規や低生産で用途情報を得た上で用途別の排出係数を掛けて環境への排出量を求めることになっていきますので、それを行うためには事業者の方、特に使用者の方からこれはどういう用途で使うのかをちゃんと紙で出してもらって、それをサプライチェーンを逆流するような形で届け出てもらい、最後、それを国に申請していただく。我々はそれをみて、この物質はこういった用途で使われているかというのを確認して排出係数を適用するという仕組みにするということです。

下のほうは、もう1つの改正点について、毒性が非常に強いというものは一体どういうものなのかというイメージが少しわかるように書いたものなのです。これはスクリーニング評価をするときのマトリックスになっております。リスクというのは、曝露量と有害性の掛け算だという言い方をよくしますが、この表は何を表しているかということ、横軸が有害性クラスで数字が小さいほど毒性が強い。縦軸が曝露クラスで数字が小さいほど曝露量が多いということになってございまして、例えば曝露量が多ければ、有害性が多少低くてもリスクはあるし、有害性が非常に強ければ、曝露量が多少少なくてもリスクの懸念があるという関係を示しています。

今回、毒性が非常に強いというのは、我々が今使っているこの表の中で一番毒性が強いクラス1よりもさらに非常に毒性が強いもの、ごくわずかの量でも環境中に出れば生態系なり人の健康に影響があるかもしれないという毒性値の非常に高いものを対象にしているというのをイメージしております。

次のページに進んでいただいて、30ページですけれども、ここは審査制度における手続の合理化について書いております。我々基本的にいろいろな申請、例えば少量新規、低生産について、非常に莫大な件数の申請をいつも受けるわけですが、それについて電子化を進めたいと考えております。そのために、電子申請をされる方は申請の回数がふえているとかいったことをして、なるべく電子申請を進めたいと思っています。

また、例えばセキュリティーの問題で電子申請ができない、外部のコンピュータに送れないといった方もいらっしゃると思いますので、③のところですが、電子ではなくてもCDでもいいですよという制度も入れたいと思っています。

④は、我々が少量新規ですとか低生産を全国で何トンなのかというのを考えるときに、同じ物質を名寄せするという行為をしているわけですが、従来は構造式をみて同じ物質かどうかというのをチェックしていたわけですが、これは目視でチェックするのは余りに大変なので、コンピュータ上でチェックできるように、コンピュータでのチェックが可能なコードというものをつけて申請をしてもらおうということを考えているということになります。

最後に、31ページ、スケジュールですが、先ほど課長の話にもありましたが、特定新規の部分については、ことしの4月から、少量新規の特例制度については、来年1月から施行するという予定になっております。

私からは以上になります。

○林会長　　どうもありがとうございました。

それでは、議題(3)の化管法に関するご説明をお願いしたいのですが、ちょっと時間が押していますので、少し重要なところを重点的にご説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○福原化学物質リスク評価室企画官　それでは、資料6に基づきまして、説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、最初のページでございます。化管法の概要を書いております。化管法は2つの柱がございまして、1つは、事業所が排出する化学物質について届

け出をするというP R T R制度、もう1つは、化学物質の性状、取り扱い情報を提供するS D S制度の2つから成り立っております。

まず、P R T R制度の説明ですけれども、1枚めくっていただきまして、2ページ目でございます。届けられた事業所からの排出されたデータ、もしくは移動量につきましては、我々インターネット上で事業所ごとの排出量、移動量について提供するほか、インターネット上で濃度、もしくは事業所からの排出量等がみられるような情報提供というのも行っているところでございます。

また1枚めくっていただきまして、3ページ目でございます。P R T R制度の届け出排出・移動量の概要でございますが、これは28年度に届けられた27年度実績を踏まえたものでございます。

この傾向をみていただきますと、下の2つのグラフをみていただきたいと思っています。左側の図ですけれども、これは排出・移動量の合計の推移でございます。途中で平成22年度で一瞬減少したのがふえておりますが、これは20年度の見直しで物質の入れかえがございまして、100物質ふえたということでございます。

あと、右側の図をみていただきますと、制度創設、平成13年からずっと同じ物質について排出・移動量を追ったものでございますが、この下の青い線が排出量ということで、環境中への排出量でございますが、これは順次減っているという状況でございます。ただ、減り幅が最近においては減少してきているかということが考えられます。

次のページに行ってくださいまして、4ページ目でございます。S D S制度につきましては、S D S作成、導入を事業者にやってもらうために、我々J I S関連とかガイダンス、マニュアルの作成、それからあと、G H S分類に対するソフトウェアの提供、問い合わせ対応等々を行っているところでございます。

次、1枚めくっていただいて、5ページ目でございます。先ほど課長からお話がありましたとおり、化管法の見直しというところでございます。平成20年度の制度の見直しを行ったときには、物質、それから制度の見直しを行っています。そのときに、産構審、中環審の合同審議会において、このような以下の2つ目の丸で書かれているように、さらに化審法中心に審議を行い、必要に応じて両方の一体的な改正を指向するということが指摘されているところでございます。

今回、化管法の見直しでは、化審法の見直しの内容も含めて検討を行っていくことが必要ではないかと考えています。具体的に平成20年度以降、どのような化審法の改正があっ

たかというところが下の参考に書かれている枠でございますが、平成21年度の改正では、既存物質を含む全ての化学物質について、一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、その数量の届け出を義務づける。その届け出を受けて詳細なリスク評価となる対象物質を量と有害性を含めて重みづけをつくって絞り込みを行っているということで、化学物質の有害性だけではなくて、人、生態系にどれだけ影響を与えるかということで、リスクベースでの評価体系に化審法のほうが変わっております。

29年度改正におきましても、先ほど飛騨室長からご説明があったように、やはり製造・輸入量ではなくて、環境への排出量を含めた形での数量に変更しているというような動きがございます。これからの見直しに当たっては、この辺の内容も含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

ちょっと話題は変わりますが、次なのですが、1枚めくっていただきまして、6ページ目、毒性関連ビッグデータを用いた人工知能による次世代型安全予測の開発ということで、これは平成29年、今年度から実施しているプロジェクトでございます。これは化学物質の構造を入れると毒性を予測するというシステムをつくるということでございます。その背景でございますが、日本には化審法を運用してきているということで、同一の試験方法でさまざまな化学物質を評価しているというデータの蓄積がございます。これはほかの先進国にもないというようなデータでございます。これらの毒性データをAI技術を用いて、毒性情報と化学物質の構造情報等々の関係性を解析することで、新しい最先端の有害性予測システムの開発を目指すというのが、この目的でございます。

アウトプットとしましては、1年目、2年目は動物試験の少なくとも国がもっている毒性データ、それからあと、公開されているデータをもとに毒性のうち大体5割を示す肝毒性をターゲットとしまして、事業開始2年度目なので、来年度ぐらいまでに肝毒性予測に関するプロトタイプモデルをつくらうということで考えています。

それからあと、3年目以降なのでございますが、それ以降は、民間企業がもっている、保有されている動物試験のデータを盛り込んでいくことで、より精度を向上させ、ほかの肝毒性以外の毒性モデルについても機能を充実させていこうということを考えているところでございます。

次は、最後のページでございますが、現在のプロジェクトの体制でございますが、ちょっとみにくいでしょうけれども、研究開発項目としましては、まず、従来のQSARと違いまして、機序、口から入って、それからあと、実際、毒性が発現するまでの機構別に解

析しながら予測していくというシステムを今構築しているところでございます。

ちょっと時間がないですけれども、短いですが、以上でございます。

○林会長 時間を守っていただいて、どうもありがとうございます。

それでは、議題(4)に移らせていただきたいと思います。フロン関係の現状の説明を事務局から資料7に基づいてお願いいたします。

○皆川オゾン層保護等推進室長 オゾン室の皆川でございます。それでは、資料7に沿ってご説明いたします。

フロン規制の分野におきましては、オゾン層保護に関する国際的な規制枠組みでありますモントリオール議定書が改正されまして、その国内での実施に対する対応が1つ大きなトピックスとなっております。まずその点からご報告したいと思います。

資料をお開きいただきまして、1ページ目をごらんください。先ほども宮本からご報告しましたとおり、一昨年の10月にモントリオール議定書の改正提案が採択されました。ルアンダの首都キガリの会合で採択されましたので、私どもキガリ改正と呼んでおります。現行の議定書では、オゾン層破壊物質であります特定フロンなどにつきまして、各国の生産・消費量が規制対象となっているという状況であります。この詳細につきましては、後ろのほう、参考2に添付しておりますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

キガリ改正の中では、これに加えまして、オゾン層は破壊しないが強い温室効果ガスであります代替フロン、いわゆるHFCにつきまして、同様に議定書の生産・消費量の削減規制の対象に追加するというものでございます。

2ページ目をごらんください。このキガリ改正に基づきます具体的な我が国でのHFCの削減義務を示してございます。日本は先進国に該当いたしますので、2011年から2013年の国内の実績平均をベースにCO<sub>2</sub>換算での基準値を計算いたしまして、そこからキガリ改正が発効する予定の2019年から段階的に削減を進め、特に2029年以降は、基準値の70%以上という大幅な削減義務が課されるというものになってございます。

この基準値ですが、現時点での概算でございますけれども、CO<sub>2</sub>換算で国内約7,000万トン、これに対しまして、2015年で5,000万トン、昨年度の実績でいうと、これも概算ですが、4,400万トン強と推計されます。今後の推計につきましては、フロン排出抑制法という別の法律に基づきまして、国として使用量の見通しを示してございまして、これによりますと、図中、このグラフの中に赤の丸と線で描き込んでおりますけれども、両2020年、2025年度までについては、キガリ改正の削減義務を達成できる水準であろうと見込ん

でおります。

そして、2029年以降になりますと、さらに厳しい削減義務を達成していく必要があります。そして、これに向けまして、今から官民一体となって研究開発などを進めていきまして、計画的に削減を進めていくということが必要になってまいります。

なお、研究開発につきましては、来年度からの新規事業としまして、フロンにかわる新たな冷媒開発に必要となります性能評価であったりリスク評価であったりというものを行うプロジェクトを来年度予算に計上しているという状況でございます。こちらは参考1に添付しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

3 ページ目に行ってくださいまして、こちらが国内担保に向けた検討状況であります。このモントリオール議定書の国内担保法はオゾン層保護法でございます。現行のモントリオール議定書に基づいて、オゾン層破壊物質について生産を許可制及び輸入を承認制とすることによって、総量を削減していくという規制を行ってございます。

今回、議定書のキガリ改正を受けまして、その国内担保の基本的事項についてどのように対応していくかというご審議をいただくために、昨年9月に飛原委員に座長をお願いしております産構審のフロン類対策ワーキンググループと環境省の中環審フロン類対策小委員会の合同会議を開催いたしまして、そこで報告書案をまとめていただき、さらにパブコメを経て報告書を確定しているという状況でございます。この内容を踏まえまして、先ほど宮本からご説明しましたとおり、オゾン層保護法を改正するというような法案の検討を進めているところでございます。

また、法規制の運用面につきましては、主に経産省の担当となってまいりますので、やはり昨年の6月、12月に産構審フロンワーキンググループ単独での会議を開催いたしまして、具体的なHFCの製造量、輸入量の規制割り当ての運用方法についてご審議をいただいているという状況でございます。

今後の進め方でありまして、3 ページ下側にありますとおり、こうした審議会での議論を踏まえまして、本年はまず国会に議定書の条約承認とオゾン層保護法の改正法案を上程する。これが成立しましたところで、早急にその運用に必要な政省令や告示の整備、それから議定書に基づく上限値の集計や公表、そして、それらをもとに初年度である2019年の割り当て作業というような形で進んでいく予定でございます。そして2019年1月から議定書が発効し、新たな規制が開始されるというような、順調に進みますと、そういったスケジュールで考えてございます。

4 ページ以降に審議会でのご議論の中身、簡単にかいつまんで記載してございます。4 ページにつきましては、産構審、中環審での合同会議のまとめていただいた報告書の内容でございまして、こちらは特に制度面について、例えば1つ目、議定書の国内担保のためにはオゾン層保護法を改正して、規制対象にHFCを追加して、製造・輸入を割り当て制とすることであったり、製造量、輸入量の割り当てについては、オゾン層保護法に基づく基準限度の範囲内で行いつつも、フロン排出抑制法に基づく国の使用見通しとも整合性を図りつつ運用することであったり、その結果として生じる枠の余裕分について、突発的な需要対応やイノベーションを促進するためのインセンティブの割り当てを行っていくことであったり、そういった内容につきまして、主に法レベルでの基本的な仕組みについてご提言をいただいたということでございます。

これを踏まえまして、現在、事務局で法改正案の検討を進めているという状況であります。

5 ページ目のほうが6月、12月に行いました産構審単独でご議論いただいております割り当ての具体的な運用のイメージでございます。こちらは、公平性、事業の継続性、供給の安定性といった基本的な事項に留意しつつ、事業者の方々に予見性のある形での運用はいかにあるべきかという視点でご議論をいただいているところでございます。

基本的な運用としまして、細かく書いてございますけれども、基本的には事業者の方々に過去実績を踏まえた上で、割り当て上限値を設定しまして、それを毎年一律で削減を課していくということ。そのために初年度の設定方法や削減率といったものをどのように決めていくかといったところをご審議いただいております。

また、先ほど申し上げました例外的な割り当てとして、突発事項への対応やイノベーションへのインセンティブ、あとは新規参入者への割り当てなど、そういったところの具体的な基準についても突っ込んでご議論いただいているという状況でございます。

以上がキガリ改正を受けた対応状況になります。

続いて、最後、6 ページにまいりまして、こちらは先ほど宮本からも簡単にご説明いたしましたけれども、フロン排出抑制法に基づく中下流フォローアップの状況でございます。

国内対策法、オゾン層保護法とは別にフロン排出抑制法というものがございまして、これは平成25年に抜本改正をされまして、上流、中流、下流、いわゆるガスや機器の製造時、機器の使用時、そして機器の廃棄時の冷媒回収まで含めて総合的なフロン類の排出抑制対策を行う法律としまして、25年に改正され、27年に施行されてございます。全体像につき

ましては、参考資料4につけてございますので、必要に応じてご参照ください。

このうち下流、機器廃棄時の冷媒回収につきましては、閣議決定の中の目標値が設定されておりまして、2020年度に回収率50%という状況でございますが、現状約4割と低迷しているという状況です。

こうした状況を踏まえまして、制度を共管する環境省と一緒にになりまして、産構審、中環審の合同会議の場でフォローアップを実施しているということでございます。

今回、この冷媒回収率の向上ための要因分析ということで、添付資料としてもつけてございますけれども、冷媒の回収率に加えまして、回収義務のあります業務用機器の台数ベースでの回収率というところも計算し、比較しましたところ、特徴的な結果が得られたというのが6ページの右下の図面でございます。

簡単に申し上げますと、両データ経年変化でグラフで示しておりますところ、機器ベースでの回収率というのは、明らかに23、24年度から向上している一方で冷媒回収率は3割から4割の間でほぼ横ばいになっている。すなわち、機器の廃棄時の冷媒回収を行う割合、回収に回る機器の割合は上昇しているにもかかわらず、冷媒回収率の向上にはなかなか結びついていないという状況であって、かつその傾向は近年拡大傾向にあるということがわかってきたというところであります。

こうした状況を受けまして、合同会議での議論におきましても、こうしたことが起こっている要因分析をさらに深めて、実効性のある冷媒回収率の向上策を検討していくことが必要であろうというようなお指摘をいただいております。

今後、環境省とともに、追加的なデータ収集やヒアリングを通じまして、さらに分析を深めていきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○林会長　　どうもありがとうございました。

これで一通り事務局からのご説明をいただいたこととなります。少し予定よりか時間が押しているのですけれども、きょうは一応議題ごとにご意見を賜りたいと思っております。

まず、一番最初の資料4の総論的なものは少し最後に回させていただきます、議題(2)、(3)、(4)の順番でご意見を賜ればと思っております。

まず最初に、議題(2)、化審法に関するところで、ご質問、コメント、提案等ございましたら名札を立てていただければ、こちらから順に指名させていただきたいと思っております。

化審法というのは、これまで長い歴史があるわけですが、これまではハザードベ

ースでの評価を行ってきたものをリスクベースでの評価に変えてきたという大きな流れがあるのですが、その辺の流れの方向性を今また見定めないといけないと考えているところでもあります。崎田委員、どうぞ。

○崎田委員　ありがとうございます。今、化審法、リスクベースの方向性というお話がありまして、今回ご報告いただいた中で化審法の改正案のところ、やはり大事なところだなと思って、ちょっと一言コメント。

少量新規と低生産量新規のところがやはり用途に応じてきちんと管理していただくということを前提にして、しっかりと排出量のほうでみていくという、この方向性としてはかなり議論を踏まえた方向ですので、こういう流れでやっていただきたいと思っておりますけれども、やはり業界の皆さんの自主的ないわゆる情報の流通に対するしっかりとした把握と、あとやはり何かのときのための立入調査みたいな、行政のほうで制度の中に入っているのかどうか、その辺は大変大事なことだと思っておりますので、きょうのご報告の中には余りその辺のところのお話はなかったかと思っておりますので、教えていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○林会長　ありがとうございます。事務局から今の点についてはいかがでしょうか。

○飛騨化学物質安全室長　ありがとうございます。事業者の中で用途情報について吸い上げていくという仕組みについては、どういうやり方がいいのかというのを事業者の方と議論して、これが着実に行われるという仕組みづくりに今努めているところでございます。

あと、立入検査ですけれども、少量新規、低生産の事業者についても立入検査を行って、万一用途情報の間違い等々があれば正していくという形で臨みたいと思っております。

○林会長　ありがとうございました。ほかに。では、浅野先生、よろしくをお願いします。

○浅野委員　今の質問に関連しているのですが、環境排出量換算ということで今後変わるというところで、実際にモニタリングとか、そういったもので数値を確定していく、確認していくということが行われるのでしょうか。それを教えていただけますでしょうか。

○林会長　お願いします。

○飛騨化学物質安全室長　少量新規で使われている物質をモニタリングするということは基本的にはないと思っておりますけれども、排出係数が正しいかどうかという部分についてはP R T Rデータを最大限に活用し、あるいは事業者の方へのインタビューなどを通じて、より適切な値になっていくようにやっていきたいと思っております。もちろんP R T R

のデータが正しいかどうかというのを検証する過程の中で、例えばモニタリングデータが使われる。そういったことはあろうかと思っております。

○林会長 ありがとうございます。有田委員。

○有田委員 P R T Rの関係で質問がありましたが、すでに回答があり現在の状況は承知しました。他に30ページの少量新規化学物質等の数量確認というところについての質問ですが、簡単にできる事はいいとは思いますが、この化学構造のコード化したものを事業者が入力するわけですね。

○飛騨化学物質安全室長 基本的には事業者の方にコンピュータコードに直していただくという作業をしていただきたいと思います。実際には、そういうことができるフリーソフトも出回っておりますし、あと、それができないという事業者の方には、例えばN I T Eを通じて協力をするというような形を行っていきたいと思っています。

○有田委員 入力ミスのチェックは、すぐにできるということなのですか。

○飛騨化学物質安全室長 我々のほうでデータをいただいて、それを実際に絵の状態に戻すとか、別の形式に直していろいろ処理をするという過程がありますので、そういった中でもし間違いがあればチェックできるのではないかと考えております。

○有田委員 まだはっきりはわからないということですね。

○林会長 実際に動かしてみないと、評価というのはなかなか難しいところがあるかもしれません。

○有田委員 予想として、どれぐらいの事業者がN I T Eの支援を受け、行っていく可能性があるなど、大体の数、推測はされているということですか。

○飛騨化学物質安全室長 今現在、少量新規の届け出をされている事業者の方というのは1,000社ぐらいいらっしゃるのですけれども、どれぐらいの事業者の方が対応できるかというのを正確に予測はできていないのですが、多くの事業者の方は同じ物質について継続的に届け出ることがありますので、一度つくってさえしまえば、あとは同じものが使えるということなので、最初のうちは多分事業者の方も我々もいろいろと大変だとは思いますが、定着すれば安定的に動くのではないかと考えております。

○林会長 ありがとうございます。石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。細かいことになるかもしれませんが、幾つか化審法の改正のことでお話しさせていただきたいと思います。

まず1つは、今回のところで非常に歓迎している少量特例の改正についてですが用途を

確認するという点について少しお願いがございます。化審法というのは製造に関する規制の法律ですので、使用者の方々には基本的には法律、規制がかかっていないと考えております。したがって、今まで化審法になれ親しんでおられない方から情報をきちっとらなければいけないということになると理解しておりますので、特に用途情報を集めるということに関して、我々化学業界だけではなく、そういった関係する業界の方々にも理解していただくべく、我々からもその内容について周知を図る所存ですが行政からも、今回の改正がより正しく運用されるための支援としてきちっと周知徹底を図っていただきたいということが1つあります。

もう1つは、今回の中で、先ほど有田委員からお話がありましたが、いろいろなソフトを使ってIT化を進めていくということなり、電子届け出で申請可能回数をふやしていただくということもあったかと思っております。そういうことに関して、非常に歓迎すべきところだと思いますし、ますますIT化の部分でできるところを我々とも協力しながら検討して、今後また化審法の中で、一般の届け出にもIT化が進むように努力していけたらいいのではないかと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○林会長　ありがとうございます。今のはコメントというようにとらせていただいて、次に移らせていただきたいと思っております。中村様、お願いします。

○中村代理　化成品工業協会を代表いたしまして、コメントさせていただきます。資料の30ページのところ、先ほど有田委員からもありましたけれども、また、石井委員からもありました電子化に関しましては、回数がふえるということで、行政の作業の効率化も図ることもでき、当協会の会員においては、非常にありがたいと思っております。つまり4回だったものが10回になるということで、いわゆるビジネスチャンスの損失という、逃す機会が減ると思っております。

ただ一方で、多分大手と違いますのが、中小企業の場合ですと、電子化自体がなかなか難しいのです。実際、当協会ですらアンケートをとってみますと、半数ぐらいが今の電子申請をしていないのです。その理由の1つは、電子署名です。ただ、これは今回、改善されるということです。ただ、残りの2つというのは、1つは、いわゆるセキュリティー問題があります。会社によっては、セキュリティーレベルの問題でダウンロードができない、あるいは送れない。あるいは少量新規というのは、結構機微な物質を取り扱っていますので、電子ファイルで出すこと自体がいわゆる情報漏えいにつながるのではないかという考え。

ですから、紙でもっていかざるを得ない。ですから、こういったところもちょっと考えていただくのが1つかと思っています。そういう意味では、CDでの申請が可だとか、書面受け付けも引き続きやっていいのですけれども、今や書面も画像で読み込んで電子媒体にできるとか、CDもある意味、電子媒体ではないかという観点でいきますと、これはCDも4回しかないというのはちょっとどうかなというのも協会の中の意見としてはあります。

もう1つ、最後に、システムをダウンロードできないという以前に、マニュアルを読んでもそのとおりに進まないという問題もございまして、恐らく今まで皆さん、いろいろな電化製品を使ってもマニュアルどおりに進まなくて途中でとまることが多いと思うのです。そういった観点で、このマニュアルに関しては、ぜひとも当協会のメンバーとかと意見交換させていただきながら、事前になるべく前倒しで、そういう教育だとか説明会とかを行っていただいた上で、進めていただければと思います。

最後に、有田委員からありましたけれども、MOLの表記方法なのですが、これは当協会のメンバーに聞きますと、化学をやっている研究者であってもなじみが少ないというのが実態でございます。ですので、恐らく1回目は相当苦勞すると思います。ですから、飛騨室長がおっしゃったように、1回目やれば、2回目、3回目、同じ物質はいいのですけれども、また新しい物質をやるときには同じような問題が出てまいりますので、その辺を含めて、やはりもうちょっと当協会のメンバーの方々とも意見交換させていただければと思います。そういう意味では、その辺もまた検討いただければと思います。

○林会長　ありがとうございます。事務局、何かありますか。

○飛騨化学物質安全室長　電子申請の部分で、そもそもダウンロードができない云々というものは化審法という世界を超えて、そもそも電子申請としての困難性があるわけで、そこについて我々が今何ができるかというのはなかなか難しいのですけれども、なるべく皆さんにとってやりやすい方法を目指していきたいと思います。先ほどご指摘いただいたとおり、電子署名をなくすとかCDでも出せるようにするといった我々ができる範囲のことを極力やっていきたいと思っています。

また、MOLファイルについて、これをつくるのが難しいというのは確かにそのとおりでございますので、これについても引き続き皆さんと議論しながら、やりやすい方法というのはどういうことなのかというものを考えながらやっていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○町井化学物質管理課長補佐　済みません、補足させていただきますが、まず、とりあ

えず今手作業で、このシステムがない状況で何が起きているかということのを少しご説明したいのですが、1年間で大体3万6,000件来ているのですが、1月が多うございまして、3万件ぐらいが大体1月に来ております。新しい化学物質というのは、当然名前がないものですから、そうすると、手書きというかパソコンで描かれた画像のものを一個一個全部突き合わせて、この中で同じ物質があるのかなのかということのを夜な夜な作業をして、物によっては、それが回転させたら一緒になるとか裏返したら一緒になるとかというのをやっている。これがすごく端的にいうと、役所の立場でいうとコストの負担だし、いわゆる生産性の向上という観点でいうと、余りにも古いのではないかという問題意識がありまして、したがって、こういうことをすることによって、我々は正直助かるし、その結果、審査が早くなるから申請回数をふやすようなことで皆さんに還元できるという哲学なのです。

もちろんそういう面では、今回、そういうことをしてこなかった事業者の方にIT化をしてくださいとお願いすることによって、ご負担をかけることは我々も承知していますけれども、あえて申し上げれば、それでもなお、やはりこれからIT化を進めるということをしなければならないというのが役所全体の方向性として、そういう政策方針でありますので、もちろんそれが余りにも事業者にとって負担が大きいのであれば、その部分について我々もいろいろ相談をお受けする必要があると思う一方、我々自身からも、そういう事業者に対してもなお、IT化に向けて一緒に頑張ってくださいとお願いする意味での意見交換にさせていただくことになろうかと思えます。

○林会長 ありがとうございます。では、次、淡輪委員。

○淡輪委員 製造側として、ちょっとコメントさせていただきたいと思えます。少量新規の化学物質の審査特例制度の見直しというのは、まさにリスクベースの化学物質管理を取り入れた改正であって、世界の潮流に乗っているということで歓迎したい。特に本制度は先端材料の開発に密接にかかわっているわけですので、新制度を有効に活用することで新たな素材開発を促進して、社会への貢献を一層果たしていきたいと考えております。

引き続きグローバルな動向をみきわめていただくということで、その動向に整合した法規制となるように努力を続けていっていただきたい、そのように思っております。

○林会長 ありがとうございます。では、織委員。

○織委員 ありがとうございます。電子化について私からも一言コメントを、NITE

の非常勤監事の立場からいわせていただきたいと思っております。

今、経産省からありましたように、コストという行政的な手間が非常にかかっている作業である一方、実はこれを電子化するメリットというのは中小企業のほうに如実に感じられていないという現状があるかと思えます。ですので、ある種、ここは、えいやというわけではないのですが、かなり強制力をもって一気にやっていただかないと、CD-ROMも紙ベースも同時というような形でやられていってしまうと、やはりなかなか進みにくいということは現状としてあるのではないかと思っております。ですから、ある程度執行猶予期間を十分にやりながら、猶予期間をみながらでも一度にやっていただかないと、かえって混乱が増してくるような気がしております。

一番の問題は、ある種、本当に事業者の方にとっては何のメリットもないところだと思うのです。なので、やはり紙ベースでもいいなら紙ベースでもいいかなというようになってしまうところを何とかご理解いただくというところに少し注力をしながら、一方でやるのでしたら一気にやっていただきたいというところがあります。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。では、次、東嶋委員。

○東嶋委員 ありがとうございます。資料5の28ページあたりなのですが、先ほど来のお話でリスクベースの評価体系に移行していくという中で環境排出量換算にするというのは合理的な考え方であると賛成いたしますが、一方で、ここに例示されていますように、例えば芳香剤を1とすると液晶パネルは0.0012ということで、排出係数が非常に低いのです。そうしますと、理論上は排出量が相当ふえる可能性があるということなのだと思いますが、消費者の側からみますと、そういった用途について、企業の側が申請するという方法の中にごまかしの可能性がないだろうかと思われれます。最近、やはり素材メーカーなどでもさまざまな数値のごまかしなどがありますので、どうしても性善説より性悪説で考えてしまうのです。

そうしますと、先ほどどなたかのご質問で立入検査ということも考えていらっしゃるということなのですが、立入検査自体のコストとか時間もかかるでしょうし、また、それに対して罰則などがなければどうなのかとかといったことも含めて、チェックをどのようにされるのかお伺いできればと思います。

○林会長 事務局、いかがですか。

○飛騨化学物質安全室長 用途情報が本当に正しいかどうかというのは、ご指摘のとおり

りになかなか判断が難しい部分はあるかと思います。我々としては、こういう構造であればこのように使える。例えばこういう構造であれば、間違いなく液晶でしょうねみたいな、そういうある程度の推測がつくものは、そういう面からチェックをする。あるいは同じ物質について複数の会社が申請がある場合というのは結構ありますので、その会社がちゃんとみんな同じ用途で使われているかどうかをチェックするとか、可能な限り用途情報が正しいかどうかというのは書面上もチェックしたいと思います。また、立入検査でどこまでわかるかという話はありませんけれども、場合によっては、ユーザー企業にまで協力を求めて、あなたが提出した用途情報は本当に正しいのですかというチェックをするなどして、この制度がちゃんと守られているという形をつくっていきたいと思っています。

○宮本化学物質管理課長 1点、ちょっと補足させていただきますと、用途ごとの環境排出係数に関しては国が定めますので、事業者さんごとに、これはこの程度しか環境に出ないから係数は幾らだというように勝手に数字を置いたりできるということではなくて、そこは用途に応じて、係数は国が定めたものを使うということになりますので、そこに関しては、少なくともごまかしとか、そういうことはできないという点は補足をさせていただきます。

○東嶋委員 それはわかっております。排出係数はわかっておりますが、用途を、先ほどおっしゃったように、Aという企業で1物質について違う用途で使う場合とか、全国で10トンだから別の用途にしようとか、そういったごまかしが生じ得ないのでしたら、それはそれで安心なのですが、もし生じ得るところがあるのなら、しっかりチェックしていただきたいというところです。よろしく願いいたします。

○林会長 ありがとうございます。中村（代理）様、ちょっと後で、また全体のところで指名させていただきますので、次に移らせてください。

次は、議題(3)の化管法に関して、資料は6の質問、コメント等ございますでしょうか。どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。化管法、今回、ことしですか、見直しの時期に来ているということで、今まで見直しの時期にチェックはしていただきましたけれども、余り改正ということはないと思います。今回の機会にもう一度きちんとみていただくということが大事だと思っています。

特に数量の変化をみていると、最初のころは減ったけれども、今はちょっと下げどまりというか、減少量が下げどまりみたいな雰囲気になっていると思いますが、どんな取り組

みがどのくらい削減の効果が上がっていて、その後、今なぜ、自主的な取り組みもあると思いますが、同じなのかとか、やはりそういうところをきちんと評価していただいて、なおかつそういう届け出のあった数字をもとに評価、推計をかなりしていると思いますので、そういう推計方法が的確かというようなこともいろいろな関心があると思いますので、一度そういうものをきちんとみていただければありがたいと思います。

あと、もう一点だけ。化管法の情報公開を徹底された。この仕組みを活用して市民が関心をもつとか、市民のリスクコミュニケーションをしていくということが大変重要とかなりいわれてきたと思うのですが、私も市民の側でこういうものをやらなければいけないという立場なのですが、その辺に関してもやはり社会の関心が高まるような、もう少ししっかりと私たちも考えていければというような感じもしております。コメントという感じをお願いします。

○林会長 ありがとうございます。石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。資料の5ページのところで、化審法と対比されていろいろとお示しいただいているところがございます。この中で化審法のところでは、リスクベースの評価体系に移っていったという話がされていると思います。化管法の物質の見直しというところでは、現状、やはりハザードベースでいろいろと見直されているところがあると思っておりますが、それがリスクベースでできるものかどうかというところもご検討いただいて、できないものであれば、それはしょうがないと思うのですが、そういったリストの作り方というの、やはりリスクで管理していくという上では必要ではないかと思っておりますので、そういうご検討をしていただければうれいなというところでございます。

あわせて、もう1つつけ加えさせていただきます。資料の6のところで、毒性ビッグデータを用いた人工知能によるというところがございます。この中で、3年目から5年目のところで民間企業が実施したいろいろな毒性データも活用できないかというお話が出ております。この部分に関しましては、業界のほうとしても支援をしたいところはございますが、やはり個社の事情がいろいろと異なる部分もあると思いますので、データを提供していただけることによるメリットなどについては丁寧にご説明いただくなり、そういう十分な内容の理解を求めていただくようお願いできたらと思っております。我々もそういう場の提供であるとか、可能な協力はしていきたいと思っておりますので、そのことをつけ加えさせていただきます。

○林会長 今の件に関して、淡輪委員、何かコメントございますか。

○淡輪委員 基本的には今回のW S S D2020年目標の達成に向けてというようなところで、政府の取り組みとして既存化学物質のリスク評価の加速化を進めるというのは非常に重要なことですし、産業界としても、そこに必要に応じて事業者、所有情報の提供等は協力していくということは基本的にそうだと思います。

ただ、今、石井委員が発言したような個社の問題もまたあるのも事実でございますので、そこをどう整理していくかという問題はあろうかと思えます。

○林会長 ありがとうございます。私自身もH E S Sを組み立てたときに、その辺で非常につまずきまして、なかなかデータが収集できなかったというようなつらい経験をしていますので、ぜひ今回はいろいろ情報の提供等をいただければうれしいなと私も横から眺めているのですけれどもというような感想をもっております。織委員。

○織委員 P R T Rデータは長い年月をかけて、ここまで排出量データ、移動量データが集まってきているわけなのですが、もともとの目的としては、化学物質の政策の基礎データとして使うということなのですが、果たしてそれが十分に活用されているかどうかの検証を、この見直しを契機にぜひ行っていただきたいと思っております。

特に、有害性はともかくとして排出量が多いということが1つのメルクマールとして何らかの対策が必要な物質があるのか、全体として日本としてのリスクが減るための対策としてP R T Rデータをうまく活用できているのかどうか。それから考えてみて、物質数の検討ですとか事業者の検討というものをきちっと、例えばオランダなどにおきましては、このP R T Rデータをベースに、大気排出量の1割のところが大規模企業から出ている。そのある物質を優先的に対策をとっていくというような、ある種、ここからはいいけれども、ここはもう逆に周知はしないという、選択と集中的なものも思い切ってやるという手法もあったかと思えますので、このデータを使って、どのように日本全体のリスク低減につながっているかというところをぜひみせていただきたいということと、今後の見直しに当たっては、そういった観点から、施設、事業者、物質数の選定をやっていただければと思います。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、大分時間も押しておりますので、議題(4)のフロン対策に関してのご質問、コメントをいただきたいと思うのですけれども、まず、これは飛原委員から何か追加のコメント等ございましたら、よろしく申し上げます。

○飛原委員 飛原でございます。

このキガリ改定に伴うフロン類の対策は、非常に厳しいことを要求されております。基本的には地球温暖化の防止を目的としておりますが、パリ協定は2050年に80%削減みたいな、そんな日程的な感じなのですけれども、このフロン対策につきましては、2035～2036年に85%削減という、もう15年も前に早くも同レベルを要求されているということでありまして、フロンを使っている業界、冷凍空調産業が多いのですが、そのあたりが非常に厳しい国際的な要求をされているというものでありまして、それを経産省と中環審で合同でいろいろ考えながら対策を打っているということで、現時点では、キガリ改正を満足できるというところまでの確証はございません。今後、対策を進めながらキガリ改正の最終目標を目指して頑張っていくというような状況でございますので、今もう大丈夫ですかといわれたら、頑張りますとしかいいようがないという状況でございます。

以上です。

○林会長 どうもありがとうございました。ほかの委員の皆様から何かコメント等ございませんか。

もしないようでしたら、総合的な面として、議題(1)に戻りまして、全体的なご意見を頂戴したいと思います。まず中村様、先ほどちょっと飛ばしましたので、お願いします。

○中村代理 恐らく先ほど少量新規の電子化のところ、織委員も誤解がないと思えますけれども、化成品工業協会としましても、冒頭申し上げましたように、電子化についてはすごくありがたいと思っています。そういう意味では、前向きにやっついこうという気持ちはあるというところをご理解いただければと思います。

ただ、先ほどもいったように、一方で、どうしてもできない理由もございまして、ある意味、織委員が申しておられた猶予期間というよりは準備期間みたいな形で、しっかりと弱いというか、中小企業のことにも頭に入れていただきながら、議論を重ねながら、準備期間をじっくり設けて前に進めていけたらと思いますので、そういった観点でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○林会長 どうもありがとうございました。ほかに全体を通して何か。織委員。

○織委員 化学兵器についてよろしいでしょうか。ご説明がありましたように、現在、年20回以上の立ち会いということで、2週間ぐらいOPCWの検査官がいらっしやっている中で、日本のNITEと一緒にやっている。現状としては、そういった英語も使え、分析もできる人材というものがなかなか先細りになってきているというところ、人材育成の

必要性があるということを重ねて強調するとともに、日本の中で、こんなにいっぱい来る必要があるのかという率直な気持ちがございます。

というのは、この化学兵器禁止法の目的としては、化学物質の製造が兵器に転用されないように、それをチェックするということがあると思うのですけれども、長い年月をかけて日本の中でずっと検査をしてきて、今のところ、そういった問題は特にないという中で、世界各国をみていけば、まだまだそういった化学物質が転用されるおそれがある地域は数多くある中で、日本にこれだけ集中して来ているという現状は、ぜひ声を大にして、もう少しグローバルに考えて意見をいう。それについて日本が全然協力しないということではなくて、日本が今まで、こうした中で立会調査、検査をしている中で培ってきたノウハウを例えばほかの諸国にいろいろやるためのお手伝いとか、トレーニングとか、そういったことではご協力できると思うのですけれども、やはり化学兵器禁止法の査察のあり方ということについては、少しご検討というか、もう少し国際的に日本としてもコメントする必要がある案件ではないかと思っております。

○林会長　　どうもありがとうございました。これも議論していると少し長くなりますので、コメントとしていただいております。崎田委員。

○崎田委員　　一番最初の資料にWS S Dの2020年目標に関して、かなり進めてはいただいているようではございますけれども、まだ890物質残っているという話があって、ここまでやっていただくのも大変だったかとは思いますが、世界的な約束で取り組んできておりますので、できるだけしっかり取り組んでいただければありがたいと強く思います。

先ほどのご発表の中に幾つか情報が集まらないとか、混合物としてやっているの、どういうものかなかなかわかりにくいとかいろいろなお話がありました。私、そういうことに関して、今、情報が集まるように省令を改正するような取り組みをしておられるという話がありましたけれども、できるだけ事業者さんのほうに、やはりしっかりと積極的に協力していただくような体制をとってやるとか、少しそういう形でどんどん情報が集まるような取り組みをされてはいかがかなという感じもいたしました。よろしく申し上げます。

○林会長　　今、実はどのようなものを評価の単位にするかということをお勉強会として内部でも行っておりますので、その辺も踏まえて、今後、いろいろ事務局のほうで対応していただければと思っております。どうぞ、有田委員。

○有田委員　　1つは、織委員の意見に関して、どういう事業所に、どのような重立った事業所に査察が行われているのかということをごできれば聞きたいと思っておりました。

もう1つは化学工業会が信頼できないとかというのではなくて、昨年企業の不正などいろいろなことがありました。今まで信頼していたのにもかかわらず、あの企業がそういうことをしていたなんてとても許せないというか、そういう背景があり、例えば査察に入りました、やはり届け出の数値だとかいろいろなことが正しくありませんでしたといったときの罰則ですよね。立入検査はしたけれども、その後、どういう罰則を考えていらっしゃるのかははっきりしないと思ったものですから質問しました。

○林会長 ありがとうございます。どうぞ。

○宮地化学物質安全室企画官 少量新規のほうに関しまして、もし万一確認を得たものに従って製造・輸入をしていなかったということがわかりますと、それは本来、新規化学物質としての届け出をやらなければいけないという案件に関して手当をしていなかったということになりますので、化審法の中では罰則規定があります。ですので、私どもとしましては、違反事案をみながら、悪質性があるのかどうかということ等を鑑みて、適切な対応をしていきたいと思っています。

○有田委員 もう一度確認なのですが、罰則がある。その罰則の中身なのですが。——いいです。強化するとか、そういうことではないわけですよね。

○宮地化学物質安全室企画官 そうです。もともと審査特例制度に関しましては、その確認どおりやっていた場合には罰則規定がございますので、従来の罰則を適用することになります。

○林会長 済みません、ちょっと時間がないので、細かい罰則に関しましては……

○宮地化学物質安全室企画官 済みません、1年以下の懲役と50万円以下の罰金になっておりまして、企業の場合にはさらに金額が上がるということになっております。

○有田委員 わかりました。済みません、50万というのは頭に入っていたのですが、先ほど全体の説明のところ標準化のほうで罰則が強化されるというのを聞いていたので、こちらはそういうことはないのかなと思って質問しました。

○林会長 ありがとうございます。それでは、東海委員長。

○東海委員長 ありがとうございます。W S S D2020年の目標に向けて着実に進んでいるということを確認させていただきました。リスクを最小化することとは、荒っぽい言い方をいたしますと、リスク管理レベルの最大化、とも理解できると思うのです。そういたしますと、リスクは有害性と曝露の2つの情報が入ってくるわけですが、有害性のほうは研究開発のほうで着実に進めていかれている一方で、曝露というのが今回の改正に絡

みまして、ステークホルダーがふえてくることで留意すべきこともでてまいります。かつて有害大気汚染物質の自主管理で成功したという評価や評判がずっと残っておりますけれども、その評判を失うことなく進めていかれるということが非常に大事なことはないのかと感じた次第です。

そういう意味で、リスク管理レベルの最大化の実現といいますか、確認する上では、これまで進めてきたリスク評価のプロトコル、ある意味、個別物質ごとの評価をしてきたわけですが、トータルとしてどうなのかということが議論できるような、もう少し進化したようなリスク評価のあり方といいますか、そういったものも技術開発の面では少しづつ考慮されていく必要があるのかなと感じた次第です。

そういう意味で、人材育成といいますか、そういうことを実際にやれる人材に関しましてもコンスタントに育成していくという観点も大事であると感じた次第です。

以上です。

○林会長　ありがとうございました。きょうの議論をうまくまとめていただいたように思います。以上をもちまして、意見交換を終了したいと思います。

本日、皆さんからいただきました貴重なご意見、コメント等は事務局において今後の化学品行政全体の中でうまく施策を進めていただけるように私からもお願いしたいと考えます。

それでは、マイクを事務局にお返しいたします。

○町井化学物質管理課長補佐　林会長、委員の皆様、本日はまことにありがとうございました。

今後の予定ですけれども、この審議会そのものについては、例年、年1回程度行うことにしておりますので、通常でいえば、また来年の今ごろを想定しております。もしそれ以前に開催の必要が生じた場合においては、ご連絡を差し上げます。無論、本日いただいたご意見については、我々の政策の指針とさせていただくとともに、下部ワーキンググループ、例えばフロン対策ワーキンググループなり、化学物質審議会の安全対策部会、審査部会等の指針にもさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はまことにありがとうございました。

——了——